憲法改正案審議委員会 民主党の提出した憲法改正法法案の内容修正について発表



2021年7月8日、憲法改正案審議委員会は、民主党「パック・プラチャ・ティパット)が提出した憲法改正法案の内容を修正する意見が示され、その修正をめぐって意見が対立しています。その一方で、前進党「パック・カーオ・クライ」の委員会等も、法案を起草する原則に反する改正の懸念をしていることを受け、再審議採決が必要であると表明しました。

…年(第…号)(第83条及び91条改正)憲法改正案審議委員会の前進党のティーラッチャイ・パントゥマード第6副委員長、ランシマン・ローム委員兼助言委員、パディパット・サンティパーダー委員会報道官は、今月6日に行われた第1回憲法改正案審議委員会の会議の結果を発表しました。「この会議では、国会で改正趣旨説明を終えた民主党の憲法改正法案は提案された条項以外の修正できるかどうか審議した。今回の審議の理由について、民主党が提出した改正案の説明文に小選挙区制及び比例代表制の議員数に関する83条と比例代表制における議員数の計算方式に関する91条のみを記載したが、選挙制度に関する条項は記載されていない。第83条、85条、90条、91条、92条及び94条において選挙制度の改正に関する説明文等をはっきりと書き込んだ、タイ貢献党『パック・プア・タイ』と国民国家の力党『パック・パラン・チャー・ラット』の法案と違う」と述べました。

一方、パイブーン・ニティタワン委員長と一部の委員らは反対意見を述べて、「国会法第124条に定めた『法律改正は普段条項ごとに行う。追加・増補、削除、一部改正(溶け込み方式)による改正は憲法改正草案の原理に適合しなければならない。その原理に関連する条の改正は例外とする』との規定に基づき、民主党が提出した改正法案の修正は可能だ」と反論しました。

これに対し、一部の委員は、「憲法の改正は、国会法第114条に定めた『憲法改正にあっては、改正草案において条項を一条ずつ分けて書き並べ、各条項に説明文を付加しなければならない。また、改正趣旨を明記しなければならない。憲法の条の削除の場合は削除する条をすべて明記する。また、その削除趣旨や理由等を明示する』という規定に適合しなければならない。しかし、民主党が2条の改正を要請した法案には選挙制度に関する改正は全く書き記されていない。114条に基づくならば、提出した部分以外の改正は不可能だ」主張しました。

また、同委員会のティラッチャイ氏は「民主党が提出した法案は不完全であり、改正を要請した部分以外の修正はできない。また、国が新型コロナウイルス感染拡大に直面している中、憲法改正は不公平な部分に重点を置くべきである。しかも、中小政党ではなく大政党が自分たちの利益を望む選挙制度の改正ばかりであるから、法の原理に適合しておらず、無理やりに可決させることだけに見える。もしこの法案の修正を進めていきたいならば、両院合同会議で審議する、そうでなければ撤回・修正を行うべきである」と述べました。

なお、次回の委員会の会議は7月13日(火)に予定されており、同会議で民主党の法案を修正するかどうかを採決するとしています。

URL: (タイ語)

http://tpchannel.org/radio/newsdetail.php?news_id=7546

記事/編集:衆議院事務局 | 国会ラジオ・テレビ放送局 | タットダウン・トーンイム

翻訳:衆議院事務局 | 外国語支援部 | 日本語通訳・翻訳担当課 | タカウィット ミンクワン (No.64-22)